

山辺町生活交通確保維持改善計画
 (地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

0. 生活交通確保維持改善計画の名称															
山辺町生活交通確保維持改善計画（山辺町地域内フィーダー系統確保維持計画） （平成29年度～平成31年度）															
1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性															
<p>本町における公共交通の概要として、広域幹線である JR 左沢線羽前山辺駅、地域間幹線として民間（山形交通）路線バスが2路線運行されている。これら地域間交通ネットワークと接続する地域内フィーダー系統運行として、町営「コミュニティバス」（循環バスとデマンドバス）が位置付けられている。しかし、JR 及び民間路線バスがカバーしているエリアは限定されており、町域の約77%は交通不便地域である。この地域は町山間部とその外縁部の計4地区であり、人口減少、高齢化が急速に進む中、地域内フィーダー系統運行による生活交通の確保維持が強く求められている。</p> <p>交通不便地域の解消、JR 等地域間交通ネットワークとの接続充実による学生、高齢者等移動困難者に対する日常生活の足の確保が今後も継続的な課題である。コミュニティバスの運行形態の見直しも視野に入れながら、今後とも町民生活のセーフティネットとしての公共交通の確保・維持・改善を進めていくものである。</p>															
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）															
（1）事業の目標															
<input type="checkbox"/> 基本目標 ○循環バスは、運行形態（路線、時間等）の見直しを検討し、より効率的で利便性の高いバス運行を目指す。 ○デマンド運行は、人口減少・高齢化の進展が著しい交通不便地域の住民の買い物、通院、公共施設利用等の小需要に対する細やかな運行形態の継続を図る。 ○さらなる利用促進のため、多様な媒体、手法による広報活動の強化を図る。															
<input type="checkbox"/> 利用者目標															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">運行形態</th> <th style="padding: 5px;">平成29年度</th> <th style="padding: 5px;">平成30年度</th> <th style="padding: 5px;">平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">循環バス</td> <td style="padding: 5px;">50.00人/日</td> <td style="padding: 5px;">57.50人/日</td> <td style="padding: 5px;">65.00人/日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">デマンドバス</td> <td style="padding: 5px;">9.00人/日</td> <td style="padding: 5px;">11.75人/日</td> <td style="padding: 5px;">14.50人/日</td> </tr> </tbody> </table>	運行形態	平成29年度	平成30年度	平成31年度	循環バス	50.00人/日	57.50人/日	65.00人/日	デマンドバス	9.00人/日	11.75人/日	14.50人/日			
運行形態	平成29年度	平成30年度	平成31年度												
循環バス	50.00人/日	57.50人/日	65.00人/日												
デマンドバス	9.00人/日	11.75人/日	14.50人/日												

(2) 事業の効果
<p>循環バスにより、利用者特性に応じた多様な地域内移動が維持される。また、デマンドバス運行により交通不便地域の解消が図られ、日常生活における移動手段の確保、移動経費負担の軽減が期待できる。</p> <p>あわせて、地域間交通ネットワークとの接続により山形市等近隣都市部への移動が図られることで生活圏域が拡大し、公共交通の利便性が向上する。</p>
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 (表1)
表1及び表1添付資料参照
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 (表2)
表2参照
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 (表3)
該当なし。
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 (表4)
該当なし。
7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要 (表5)
表5及び表5添付資料参照
8. 車両の取得に係る目的・必要性 (自由記述)
該当なし
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 (自由記述)
該当なし

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者（表6及び表7）

該当なし

11. 協議会の開催状況と主な議論（自由記述）

平成23年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通調査事業にかかる委託業者の選定について ・地域公共交通調査事業にかかるスケジュールについて
平成23年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度山辺町地域公共交通会議予算について ・委託業者による企画提案について
平成24年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・やまのペココミュニティバスの運行路線等変更（案）について ・山辺町生活交通ネットワーク計画の素案について
平成24年3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・山辺町生活交通ネットワーク計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・山辺町生活交通ネットワーク計画（案）について
平成24年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通調査事業に係る事業評価（案）について【書面協議】
平成24年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度山辺町地域公共交通会議会計決算について【書面協議】
平成25年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・山辺町生活交通ネットワーク計画（運行路線・運賃）について
平成25年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・山辺町生活交通ネットワーク計画（案）について【書面協議】
平26年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・山辺町生活交通ネットワーク計画（案）について
平成27年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・山辺町生活交通ネットワーク計画（案）について
平成28年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・山辺町生活交通確保維持改善計画（案）について

12. 利用者等の意見の反映状況（自由記述）

○平成27年9月～10月：バス運行にかかる町民アンケート、利用実態調査を実施。
○平成27年12月：この集計結果や今後の運行方針について、町広報紙、ホームページへ掲載した。
⇒これらにより、バス運行に対する住民の意見聴取、利用実態の把握ができた。

13. 協議会メンバーの構成

構成区分	団体名
山辺町長又はその指名する者	山辺町
一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者	山交バス(株)山形営業所
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者が指名する者	山形交通圏連絡協議会
山形県バス協会が指名する者	(社)山形県バス協会
山形県ハイヤー協会が指名する者	山形県ハイヤー協会
町民又は利用者の代表	山辺公民館・山辺町社会福祉協議会・作谷沢地域振興協議会
山形運輸支局長又はその指名する者	東北運輸局山形運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者	山形県交通運輸産業労働組合協議会
その他、必要に応じて、交通会議が必要と認めるもの	山形県山形警察署・山形県村山総合支庁

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5
(所属) 山辺町町民生活課
(氏名) 後藤和幸
(電話) 023-667-1109 (直通)
(E-mail) gotouk@town.yamanobe.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
山形県 (山辺町)	山辺町	(1) 東西線	1,203.5	4,354.5		乗合バス型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
		(2) 南北線	1,265.0			乗合バス型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
		(3) デマンドバス	1,886.0			デマンド型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4354.5					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,730					

国庫補助 上限額 (千円)	3,730
---------------------	-------

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
山形県 (山辺町)	山辺町	(1) 東西線	1,195.0	4,325.0		乗合バス型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
		(2) 南北線	1,256.5			乗合バス型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
		(3) デマンドバス	1,873.5			デマンド型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4325.0					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,730					

国庫補助 上限額 (千円)	3,730
---------------------	-------

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
山形県 (山辺町)	山辺町	(1) 東西線	1,195.0	4,325.0		乗合バス型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
		(2) 南北線	1,256.5			乗合バス型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
		(3) デマンドバス	1,873.5			デマンド型	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線に接続	③
			(4)						
			(5)						
			(6)						
			(7)						
合 計				4325.0					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,730					
						国庫補助 上限額 (千円)	3,730		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	山辺町	29年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・ <u>自家用有償旅客運送</u>					
	営業収益	1,282 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,282 千円
	営業費用	6,042 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	6,042 千円
	営業損益	▲ 4,760 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,760 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		37,597.2 km		経常収支率		21.21 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・ <u>自家用有償旅客運送</u>					
	営業収益	1,205 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	1,205 千円
	営業費用	5,798 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	5,798 千円
	営業損益	▲ 4,593 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,593 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		37,597.2 km		経常収支率		20.78 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・ <u>自家用有償旅客運送</u>					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		km		経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越	円. 00銭	154円. 21銭	160円. 70銭	4.20 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	167円. 52銭	342円. 96銭	167円. 52銭	34円. 09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗 入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
羽越	1	東西線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	292 日	1168 回	循環15.6km (平均) 15.6km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	18,220.8km	
	2	南北線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	292 日	1168 回	循環16.7km 16.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	19,505.6km	
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	復 0.0km 0.0km	%	0	
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	復 0.0km 0.0km	%	0	
合計	系統							#VALUE! 復 0.0km	#VALUE!	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	復 0.0km 0.0km		37,726.4km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:フ	ト	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
羽越	1	3,011,533 円	33円. 17銭	604,383 円	2,407,150 円	2,407,150 円	2,407千円	1,203.5 千円		
	2	3,223,885 円	35円. 54銭	693,229 円	2,530,656 円	2,530,656 円	2,530千円	1,265. 千円		
		0 円	1円. 10銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円	1円. 10銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		6,235,418 円		1,297,612 円	4,937,806 円	4,937,806 円	4,937 千円	2,468 千円	3,730千円	2,468 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から 国庫補助額を 控除した額	ウの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
羽越	1	2,407,150 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/									
	2	2,530,656 円																			
		0 円																			
		0 円																			
合計		4,937,806 円	2,469,806 円	円	%	円	%	円	%	円	%										

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者によっては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者によっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名 山辺町

30年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,282千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,282千円
	営業費用	6,042千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	6,042千円
	営業損益	▲4,760千円	営業外損益	千円	経常損益	▲4,760千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	37,597.2 km			経常収支率	21.21%	
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,205千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	1,205千円
	営業費用	5,798千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	5,798千円
	営業損益	▲4,593千円	営業外損益	千円	経常損益	▲4,593千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	37,597.2 km			経常収支率	20.78%	
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km			経常収支率	%	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越	円.00銭	154円.21銭	160円.70銭	4.20%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	167円.52銭	342円.96銭	167円.52銭	34円.09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
羽越	1	東西線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	290日	1160回	循環15.6km (平均) 15.6km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	100.0%	18,096km	
	2	南北線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	290日	1160回	循環16.7km 16.7km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	100%	19,372km	
						日	回	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	%	0	
						日	回	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	%	0	
合計	系統							#VALUE! 復0.0km	#VALUE! 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km		37,468km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
羽越	1	2,990,906円	33円.17銭	600,244円	2,390,662円	2,390,662円	2,390千円	1,195千円		
	2	3,201,804円	35円.54銭	688,480円	2,513,324円	2,513,324円	2,513千円	1,256.5千円		
		0円	1円.10銭	0円	0円	0円	千円	.千円		
		0円	1円.10銭	0円	0円	0円	千円	.千円		
合計		6,192,710円		1,288,724円	4,903,986円	4,903,986円	4,903千円	2,451千円	3,730千円	2,451千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	2,390,662 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	2,513,324 円										
	0 円											
	0 円											
合計		4,903,986 円	2,452,986 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
 - 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
 - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
 - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
 - 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	山辺町	31年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・(自家用有償旅客運送)					
	営業収益	1,282千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,282千円
	営業費用	6,042千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	6,042千円
	営業損益	▲4,760千円	営業外損益	千円	経常損益	▲4,760千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		37,597.2 km		経常収支率		21.21%
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・(自家用有償旅客運送)					
	営業収益	1,205千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	1,205千円
	営業費用	5,798千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	5,798千円
	営業損益	▲4,593千円	営業外損益	千円	経常損益	▲4,593千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		37,597.2 km		経常収支率		20.78%
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		km		経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
羽越	円 00銭	154円. 21銭	160円. 70銭	4.20%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	167円. 52銭	342円. 96銭	167円. 52銭	34円. 09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	チー	リ	ヌ		
羽越	1	東西線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	290日	1160回	循環15.6km(平均) 15.6km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.0%	18,096km	
	2	南北線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	290日	1160回	循環16.7km 16.7km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	19,372km	
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0
合計		系統						#VALUE! 復 0.0km	#VALUE!	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		37,468km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
羽越	1	2,990,906円	33円. 17銭	600,244円	2,390,662円	2,390,662円	2,390千円	1,195千円		
	2	3,201,804円	35円. 54銭	688,480円	2,513,324円	2,513,324円	2,513千円	1,256.5千円		
		0円	1円. 10銭	0円	0円	0円	千円	.千円		
		0円	1円. 10銭	0円	0円	0円	千円	.千円		
合計		6,192,710円		1,288,724円	4,903,986円	4,903,986円	4,903千円	2,451千円	3,730千円	2,451千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ウの負担者とその負担割合								
		ニ×ラーカ=ム		ムーラ=ウ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
		円	円	円	円	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	2,390,662	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	2,513,324	円											
		0	円											
		0	円											
合計		4,903,986	円	2,452,986	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にとっては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	山辺町	29年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,349 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,349 千円
	営業費用	6,526 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	6,526 千円
	営業損益	▲ 5,177 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 5,177 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,803.0 時間	経常収支率	20.67 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	1,809円76銭	2895円.34銭	1,809円.76銭	374円.09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ			
			発地	営業区域	着地										
羽越	3	デマンド	山辺町区域内			292 日	1,752 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	100%	2628 時間			
														0 時間	
															0 時間
															0 時間
合計	系統						1.5 時間	0 時間	0 時間		2628 時間				

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
羽越	3	4,756,049 円	983,108 円	3,772,941 円	3,772,941 円	3,772 千円	1,886.0 千円	/	/
		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円		
		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円		
合計		4,756,049 円	983,108 円	3,772,941 円	3,772,941 円	3,772 千円	1,886 千円	3730千円	1,886 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ノの負担者とその負担割合									
		ホ×ワーヨ＝ウ		ウーム＝ノ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
羽越	3	3,772,941	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		0	円												
		0	円												
		0	円												
合計		3,772,941	円		1,886,941	円									

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	山辺町	30年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,349 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,349 千円
	営業費用	6,526 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	6,526 千円
営業損益	▲ 5,177 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 5,177 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,803.0 時間	経常収支率	20.67 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	1,809円76銭	2895円.34銭	1,809円.76銭	374円.09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
羽越	3	デマンド	山辺町区域内			290 日	1,740 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	100%	2610 時間
						日	回	時間	時間	時間	0 時間	
						日	回	時間	時間	時間	0 時間	
						日	回	時間	時間	時間	0 時間	
合計	系統						1.5 時間	0 時間	0 時間		2610 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
羽越	3	4,723,473 円	976,374 円	3,747,099 円	3,747,099 円	3,747 千円	1,873.5 千円	3730千円	1,873 千円
		0 円	0 円	0 円	円				
		0 円	0 円	0 円	円				
合計		4,723,473 円	976,374 円	3,747,099 円	3,747,099 円	3,747 千円	1,873 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ノの負担者とその負担割合								
		ホ×ワーヨ＝ウ		ウーム＝ノ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
羽越	3	3,747,099	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		0	円											
		0	円											
		0	円											
合計		3,747,099	円	1,874,099	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	山辺町	31年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,349 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,349 千円
	営業費用	6,526 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	6,526 千円
	営業損益	▲ 5,177 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 5,177 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,803.0 時間	経常収支率	20.67 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	1,809円76銭	2909円.84銭	1,809円.76銭	374円.09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
羽越	3	デマンド	山辺町区域内			290 日	1,740 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	100%	2610 時間
						日	回	時間	時間	時間	0 時間	
						日	回	時間	時間	時間	0 時間	
						日	回	時間	時間	時間	0 時間	
合計	系統						1.5 時間	0 時間	0 時間		2610 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
羽越	3	4,723,473 円	976,374 円	3,747,099 円	3,747,099 円	3,747 千円	1,873.5 千円	/	/
		0 円	0 円	0 円	円				
		0 円	0 円	0 円	円				
合計		4,723,473 円	976,374 円	3,747,099 円	3,747,099 円	3,747 千円	1,873 千円	3730千円	1,873 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ＝ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	3	3,747,099 円										
		0 円										
		0 円										
		0 円										
合計		3,747,099 円	1,874,099 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)÷(1日あたり平均待機時間÷1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	山辺町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	8,206
交通不便地域	3,110

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
233	中地区	局長指定
520	作谷沢地区	局長指定
1,545	大寺地区	局長指定
812	根際地区	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
8,206人	$8,206人 \times 150円 \times 1 + 2,500千円$	3,730千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

市町村有償運送／過疎地有償運送

市町村名：山辺町

補助対象期間：H26.10.1～H27.9.30

自家用有償運送収支計算書

(単位:千円)

	自家用有償運送 (乗合バス型)	自家用有償運送 (デマンド型バス)	自家用有償運送 合計額	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入	1,282	1,349	2,631	
運送雑収入			0	
営業収益合計	1,282	1,349	2,631	0
【営業費用】				
人件費	3,431	3,309	6,740	
燃料油脂費	1,184	945	2,129	
修繕費	649	214	863	
固定資産償却費			0	
保険料	24	32	56	
施設使用料			0	
道路使用料			0	
施設賦課税	48	24	72	
その他経費			0	
運送費計	5,336	4,524	9,860	0
一般管理費	706	2,002	2,708	
営業費用合計	706	2,002	2,708	0
【経常収支】	△ 4,760	△ 5,177	△ 9,937	0

市町村有償運送／過疎地有償運送

市町村名：山辺町

補助対象期間：H26.10.1～H27.9.30

自家用有償運送収支計算書

(単位：千円)

	自家用有償運送 (乗合バス型)	自家用有償運送 (デマンド型バス)	自家用有償運送 合計額	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入	1,282	1,349	2,631	
運送雑収入				
営業収益合計	1,282	1,349	2,631	0
【営業費用】				
人件費				
給料	3,088	2,866	5,954	
手当			0	
退職金			0	
法定福利費	336	433	769	
厚生福利費	7	10	17	
臨時雇賃金			0	
その他			0	
小計	3,431	3,309	6,740	0
燃料油脂費			0	
ガソリン費		913	913	
軽油費	1,140		1,140	
油脂費	44	32	76	
その他			0	
小計	1,184	945	2,129	0
修繕費			0	
車両修繕費	536	150	686	
その他	113	64	177	
小計	649	214	863	0
固定資産償却費			0	
車両償却費			0	
その他			0	
小計	0	0	0	0
保険料			0	
自賠責保険料	24	32	56	
車両保険			0	
その他			0	
小計	24	32	56	0
施設使用料			0	
小計	0	0	0	0
道路使用料			0	
小計	0	0	0	0
施設賦課税			0	
自動車重量税	48	24	72	
自動車税			0	
その他			0	
小計	48	24	72	0
その他経費			0	
小計	0	0	0	0
運送費計	5,336	4,524	9,860	0
償却費を除く運送費	5,336	4,524	9,860	0
一般管理費			0	
人件費	697	1,890	2,587	
修繕費			0	
固定資産償却費			0	
保険料			0	
施設使用料			0	
租税公課			0	
その他経費	9	112	121	
小計	706	2,002	2,708	0
営業費用合計	6,042	6,526	12,568	0
【経常損益】	△ 4,760	△ 5,177	△ 9,937	0

計画運行日数及びデマンド一回当たりのサービス提供時間内訳に関する資料

・計画運行本数(時間)

東西線 4便/日
 南北線 4便/日
 デマンド 6便/日・9時間/日

・運休日

日曜日
 祝日
 8月13～16日
 12月31日～1月3日

H28. 10～H29. 9

年	月	日数	運行回数			
			東西線	南北線	デマンド	中作
H28	10月	25	100	100	150	50
	11月	24	96	96	144	48
	12月	25	100	100	150	50
H29	1月	23	92	92	138	46
	2月	23	92	92	138	46
	3月	26	104	104	156	52
	4月	24	96	96	144	48
	5月	24	96	96	144	48
	6月	26	104	104	156	52
	7月	25	100	100	150	50
	8月	23	92	92	138	46
	9月	24	96	96	144	48
合計		292	1,168	1,168	1,752	584
			デマンド運行計画時間		2,628	

H29. 10～H30. 9

年	月	日数	運行回数			
			東西線	南北線	デマンド	中作
H29	10月	25	100	100	150	50
	11月	24	96	96	144	48
	12月	25	100	100	150	50
H30	1月	23	92	92	138	46
	2月	23	92	92	138	46
	3月	26	104	104	156	52
	4月	24	96	96	144	48
	5月	24	96	96	144	48
	6月	26	104	104	156	52
	7月	25	100	100	150	50
	8月	22	88	88	132	44
	9月	23	92	92	138	46
合計		290	1,160	1,160	1,740	580
			デマンド運行計画時間		2,610	

H30. 10～H31. 9

年	月	日数	運行回数			
			東西線	南北線	デマンド	中作
H30	10月	26	104	104	156	52
	11月	24	96	96	144	48
	12月	24	96	96	144	48
H31	1月	23	92	92	138	46
	2月	23	92	92	138	46
	3月	25	100	100	150	50
	4月	25	100	100	150	50
	5月	24	96	96	144	48
	6月	25	100	100	150	50
	7月	26	104	104	156	52
	8月	22	88	88	132	44
	9月	23	92	92	138	46
合計		290	1,160	1,160	1,740	580
			デマンド運行計画時間		2,610	

・運行計画距離(路線距離×運行本数/1日×運行計画日数)

東西線 15.6 km× 4 本× 292 = 18,220.8 km
 南北線 16.7 km× 4 本× 292 = 19,505.6 km
 循環バス計 37,726.4 km

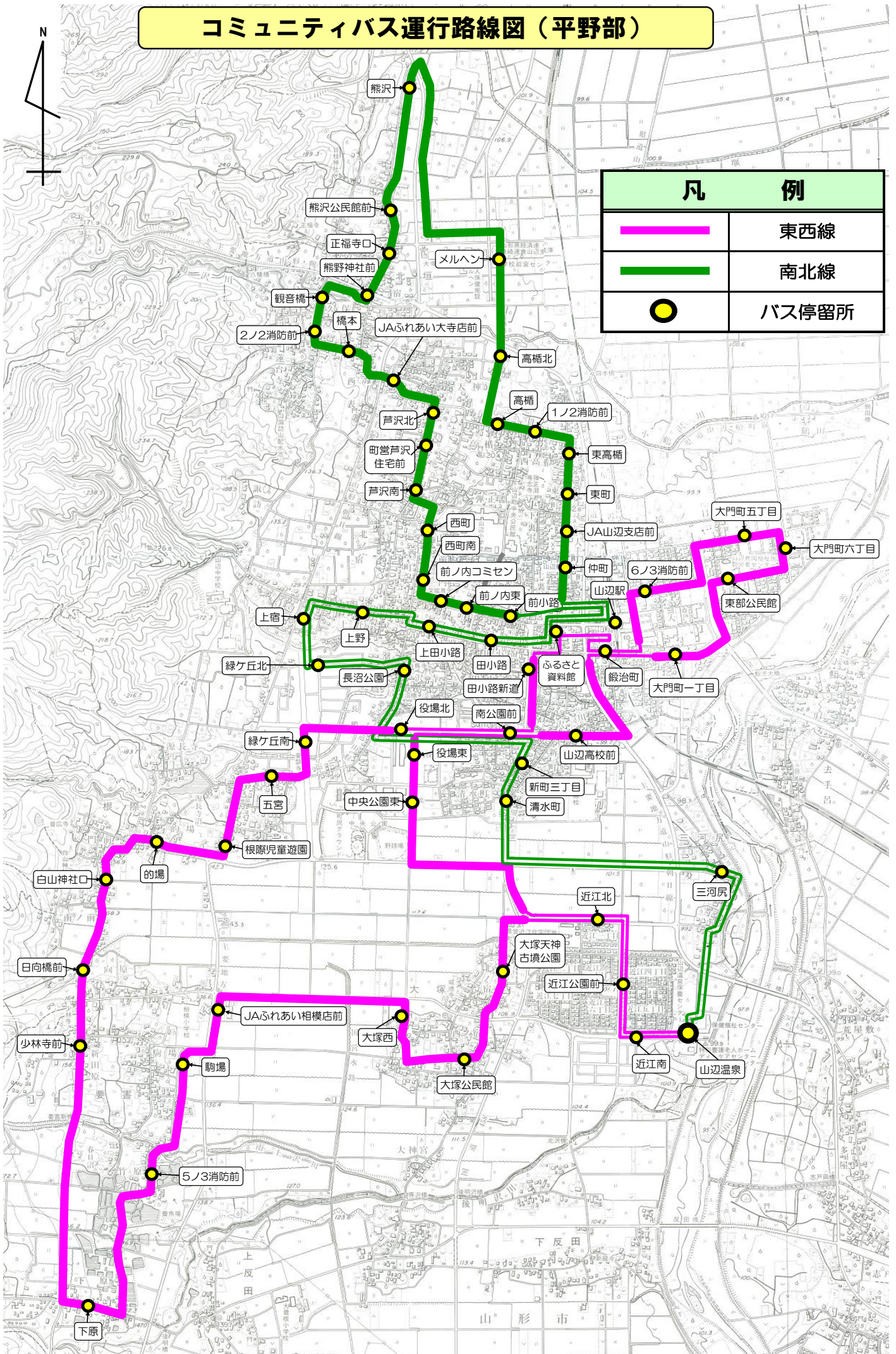
・デマンド型運行1回あたりのサービス提供時間内訳

基本所要時間	迂回時間	乗降時間	1回あたり平均運行時間	1日あたり平均待機時間	1日あたり運行回数	1回あたりサービス提供時間
㉗	㉘	㉙	㉚=㉗+㉘+㉙	㉛	㉜	㉝=㉚+㉛/㉜
45分	30分	5分	80分	60分	6回	90分


コミュニティバス運行路線図（平野部）

凡 例

	東西線
	南北線
	バス停留所



デマンドバス運行エリア及び指定拠点

凡 例	
	デマンド交通運行エリア
運行日	月～土
運行本数	運行エリア発3便 指定拠点発3便
指定拠点から指定拠点の区間のみの乗降はできない	

●指定拠点

【交通機関】
駅前山辺駅
山交バス下原バス停留所

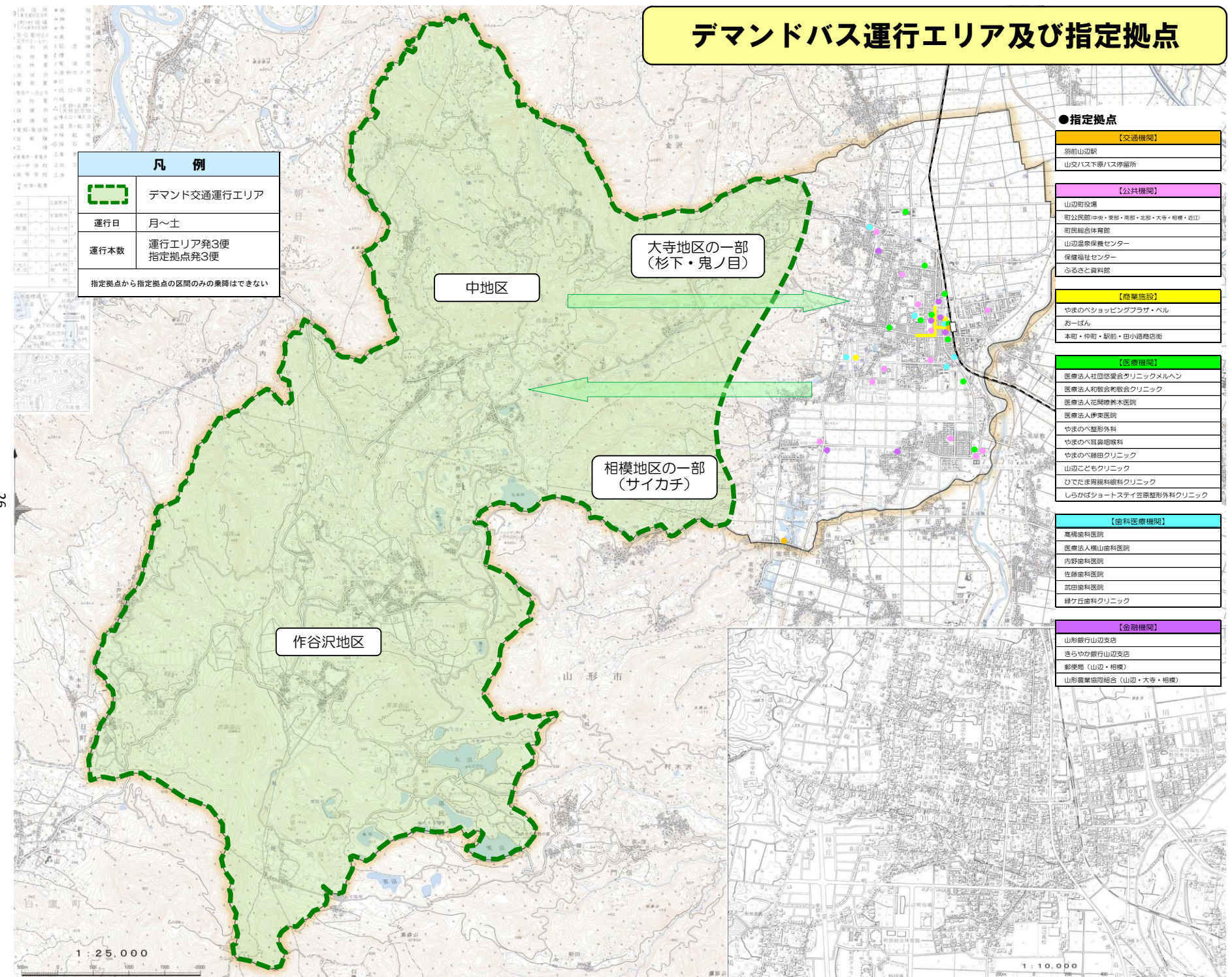
【公共機関】
山辺町役場
町公民館(中央・東部・西部・北部・大寺・相模・近辺)
町民総合体育館
山辺温泉保養センター
保健福祉センター
ふるさと資料館

【商業施設】
やまのペショピングプラザ・ベル
おーぼん
本町・仲町・駅前・田小路商店街

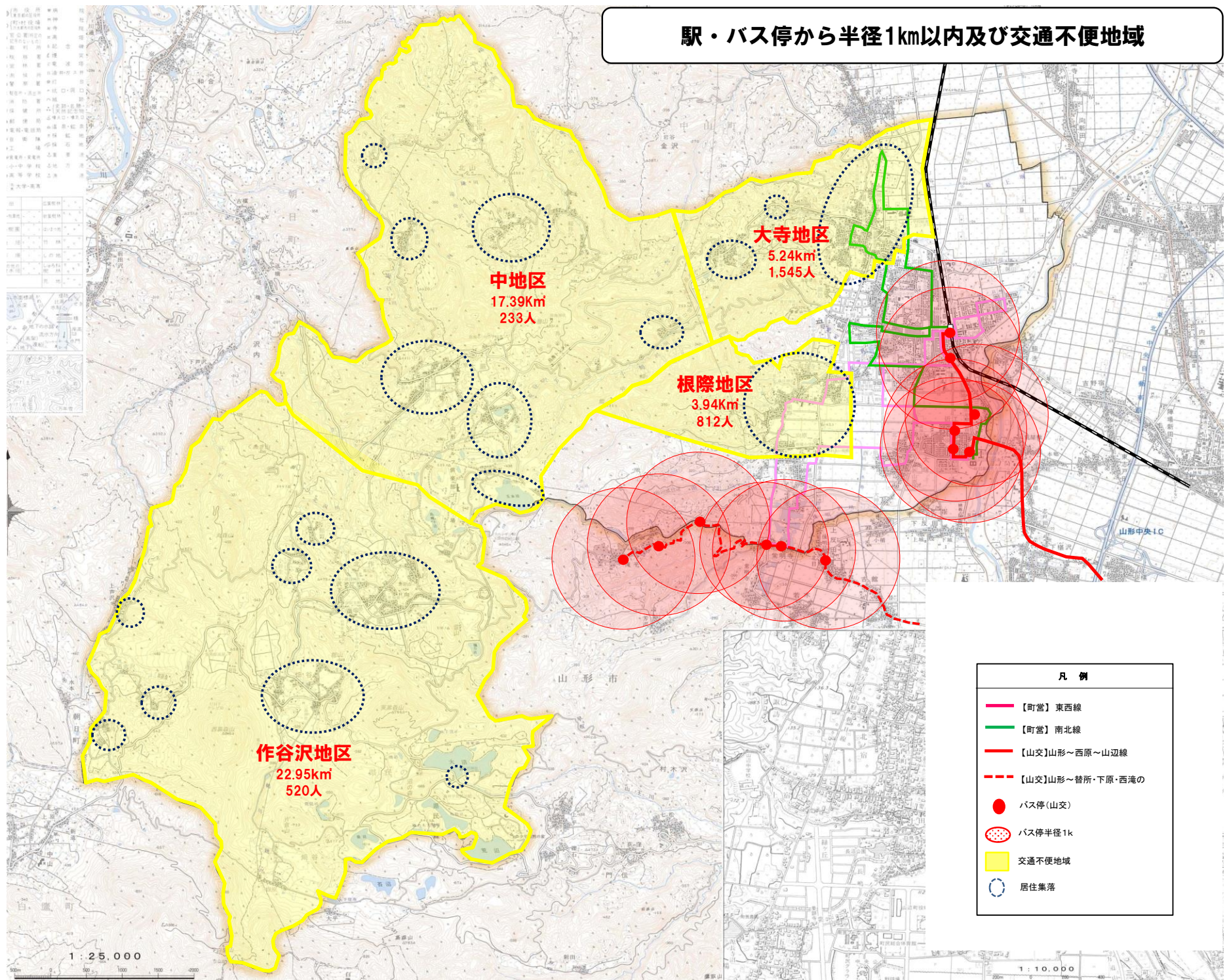
【医療機関】
医療法人社団悠楽会クリニックメルヘン
医療法人和歌会和歌会クリニック
医療法人花開博徳木医院
医療法人伊東医院
やまのペ整形外科
やまのペ耳鼻咽喉科
やまのペ藤田クリニック
山辺こどもクリニック
ひでたま歯科眼科クリニック
しらかばショートステイ登原整形外科クリニック

【歯科医療機関】
高橋歯科医院
医療法人横山歯科医院
内野歯科医院
佐藤歯科医院
武田歯科医院
緑ヶ丘歯科クリニック

【金融機関】
山形銀行山辺支店
きらやか銀行山辺支店
郵便局(山辺・相模)
山形農業協同組合(山辺・大寺・相模)



駅・バス停から半径1km以内及び交通不便地域



凡例	
—	【町営】東西線
—	【町営】南北線
—	【山交】山形～西原～山辺線
- - -	【山交】山形～替所・下原・西滝の
●	バス停(山交)
⊙	バス停半径1k
■	交通不便地域
⊖	居住集落

DID (人口集中地区) 区域图

